

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【公開番号】特開2012-161052(P2012-161052A)

【公開日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-033

【出願番号】特願2011-21312(P2011-21312)

【国際特許分類】

H 04 R 1/00 (2006.01)

H 04 M 1/03 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

H 04 R 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/00 317

H 04 M 1/03 C

H 04 M 1/02 C

H 04 R 1/02 102Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯電話本体と、前記携帯電話本体に支持され振動を耳軟骨に導く弾性体よりなる伝導体と、前記携帯電話本体に接触せず前記伝導体に支持される軟骨伝導振動源とを有することを特徴とする携帯電話。

【請求項2】

前記軟骨伝導振動源は、圧電バイモルフ素子を有することを特徴とする請求項1記載の携帯電話。

【請求項3】

前記伝導体は前記軟骨伝導振動源をインサートして一体成型されていることを特徴とする請求項1または2記載の携帯電話。

【請求項4】

前記伝導体は二体に割られ、前記軟骨伝導振動源を挟んで支持することを特徴とする請求項1または2記載の携帯電話。

【請求項5】

前記伝導体は、耳軟骨に接する大きさを有することを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項6】

前記伝導体は、耳軟骨の音響インピーダンスに近似する音響インピーダンスを有することを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項7】

携帯電話本体と、前記携帯電話本体に支持され振動を耳軟骨に導くとともに耳軟骨の音響インピーダンスに近似する音響インピーダンスを有する伝導体と、前記携帯電話本体に接触せず前記伝導体に支持される軟骨伝導振動源とを有することを特徴とする携帯電話。